

家庭的保育事業等の設備に関する基準

		現行	新制度			現行	新制度	新制度	新制度
		小規模保育事業 (都基準：スマート保育事業)	小規模保育事業A型	小規模保育事業B型	小規模保育事業C型	家庭的保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業所
設置者		民間事業者	設置主体の制限なし			個人	個人	民間事業者等	民間事業者等
対象児童		0～2歳	0～2歳			0歳～2歳	0歳～2歳	0歳～2歳	0.1歳児 2歳児以上
申込方法・入園決定		利用者が直接施設に申込み	利用者が市へ申込み、市が利用調整を行う			利用者が直接施設に申込み	利用者が市へ申込み、市が利用調整を行う	利用者が市へ申込み、市が利用調整を行う	利用者が市へ申込み、市が利用調整を行う
規模		19人以下	6人以上19人以下		6人から10人以下	5人以内	5人以内	1人	19人以下（保育所型事業所内保育事業） 20人以上（小規模型事業内保育事業）
施設基準	園舎	原則1階	規定なし			原則1階設置	規定なし	規定なし	規定なし
	運動場 屋外遊技場	規定なし	2歳児以上の幼児が利用する場合は、屋外遊技場を設けること。 (当該事業所の付近に屋外遊技場に代わるべき場所を含む) 2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上の幼児が利用する場合は、屋外遊技場を設けること。 (当該事業所の付近に屋外遊技場に代わるべき場所を含む) 2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上の幼児が利用する場合は、屋外遊技場を設けること。 (当該事業所の付近に屋外遊技場に代わるべき場所を含む) 2歳児以上 3.3㎡/人	屋外遊技室(同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭(付近代替地) 2歳児 3.3㎡/人	屋外遊技室(同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭(付近代替地) 満2歳児以上 3.3㎡/人	規定なし	2歳児以上の幼児が利用する場合は、屋外遊技場を設けること。 (当該事業所の付近に屋外遊技場に代わるべき場所を含む) 2歳児以上 3.3㎡/人
	保育室 遊戯室	0歳児室(乳児室・ほふく室) 3.3㎡/人 1歳児室 3.3㎡/人 2歳以上児室又は遊戯室 3.3㎡/人	0歳児室(乳児室・ほふく室) 3.3㎡/人 1歳児室 3.3㎡/人 2歳以上児室又は遊戯室 1.98㎡/人	0歳児室(乳児室・ほふく室) 3.3㎡/人 1歳児室 3.3㎡/人 2歳以上児室又は遊戯室 1.98㎡/人	0歳児室(乳児室・ほふく室) 3.3㎡/人 1歳児室 3.3㎡/人 2歳以上児室又は遊戯室 3.3㎡/人	保育を行う専用居室 9.9㎡/人 但し、3人を超えて保育する場合は 3.3㎡/人	保育を行う専用居室 9.9㎡/人 但し、3人を超えて保育する場合は 3.3㎡/人	規定なし	定員19人以下 0・1歳児室(乳児室) 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人 定員20人以上 0・1歳児室(乳児室) 3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人
職員配置基準		0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 上記定数に1名加算 ただし、正規職員(保育士)は6割以上。	0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 上記定数に1名加算 ただし、正規職員(保育士)は10割以上。	0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 上記定数に1名加算 ただし、正規職員(保育士)は10割以上。	0～2歳児 3:1 (補助者を置くなら5:2)	0～2歳児 3:1 (補助者を置くなら5:2)	0～2歳児 3:1 (補助者を置くなら5:2)	0～2歳児 1:1	0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1